

政令第 号

原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「実用発電用原子炉」を「発電用原子炉」に、「第四十三条の四第一項」を「第二条第五項」に改め、「。以下同じ」を削る。

第四条第四項第五号中「実用発電用原子炉」の下に「（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。第六条第四項第四号において同じ。）」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

原子力事業者が原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に際して協議しなければならない関係周辺都道府県知事の要件に係る原子力事業所の範囲について、高速増殖炉等が含まれるよう改める必要があるからである。